主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人等の負担とする。

理 由

最高裁判所に対する抗告は、民事訴訟法第四一九条ノ二(民訴応急措置法第七条)に定める抗告のように、訴訟法において特に最高裁判所に申し立てることを許した場合を除いてはこれを申し立てることができないことは、当裁判所の判例とするところである(昭和二二年(ク)第一号同年一二日八日決定参照)。ところが本件抗告は、右の場合に当らないことは、抗告申立書その他一件記録により明らかであるから、不適法として却下すべく、抗告費用は抗告人等に負担させることとし、主文のとおり決定する。

昭和二四年七月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	引	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	積	重	遠